

第五次塩尻市男女共同参画基本計画

令和 6（2024）年度～令和 14（2032）年度

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	2
第2章 男女共同参画を取り巻く状況	3
1 世界における日本のジェンダー平等の状況	3
2 国の政策	4
3 長野県の政策	4
第3章 これまでの取組状況と現状・課題	5
1 第四次塩尻市男女共同参画計画における目標指標の達成状況	5
2 各種調査による塩尻市の現状と課題	6
3 社会環境及び現状課題を踏まえ、本計画で取り組むべき事項	11
第4章 計画の目標と体系	12
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 施策体系	15
第5章 施策の展開	16
基本目標1 時代変化にあった市民意識の醸成	16
施策1-1 意識・行動変化を促す啓発	17
施策1-2 学習・交流活動の推進	19
基本目標2 様々なパートナーとのアクション促進	22
施策2-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	23
施策2-2 民間団体や市民との協働の推進	25
施策2-3 仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進	27
基本目標3 誰一人取り残さないセーフティネットの構築	30
施策3-1 安心して暮らすための相談・支援体制の整備	31
施策3-2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	33
施策3-3 男女共同参画の視点にたった防災の推進	35
資料編	37
1 第五次塩尻市男女共同参画基本計画策定までの経過	37
2 塩尻市男女共同参画審議会委員名簿	38
3 塩尻市男女共同参画基本条例	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

国では、平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法(図表1)を制定し、5つの基本理念に沿って、その実現を目指しており、地方自治体においても、男女共同参画社会形成のための市町村計画策定が努力義務とされています。

本市では、昭和61(1986)年に策定した「第一次婦人行動計画」から「第四次塩尻市男女共同参画基本計画(以下、「第四次計画」という。)」まで、男女共同参画社会の推進を図るために各種施策を計画に基づき展開してきました。しかし、時代の流れと共に男女共同参画社会を取り巻く環境、市民の意識や価値観は大きく変化し、これまでの取組を継承しつつも、新たな課題に対する取組の必要性が生じています。

こうした現状を踏まえ、今後の塩尻市の男女共同参画社会の形成を市民と行政が一体となり推進するための指針として、「塩尻市男女共同参画基本条例」に基づき、「第五次塩尻市男女共同参画基本計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

図表1 計画策定の根拠となる法律

▼男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月施行)
男女共同参画社会を、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」と定義。

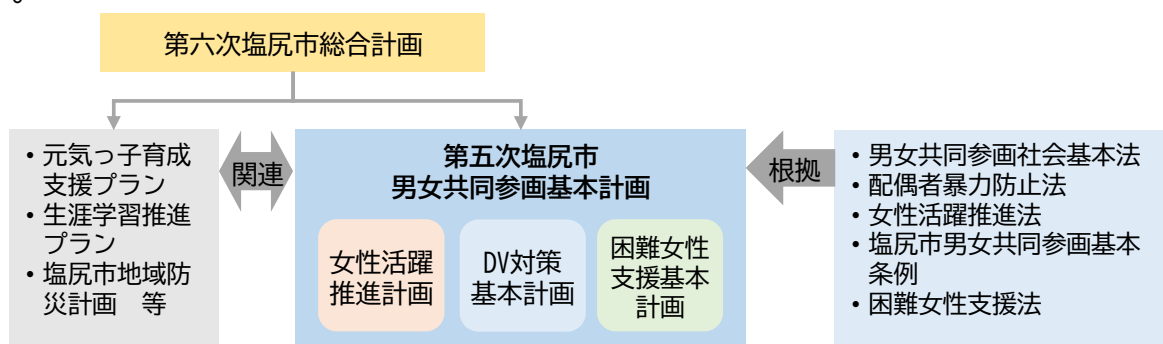
【基本理念】

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度または慣行についての配慮
- ・政策等への立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

2 計画の位置づけ

本計画は、「塩尻市男女共同参画基本条例」第8条に定める「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として定めるものです。また、「第六次塩尻市総合計画」の個別計画として位置づけ、併せて関連する他部門の個別計画との整合性を図り策定します。

併せて、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画(女性活躍推進計画・DV対策基本計画・困難女性支援基本計画)を含めて策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの9か年とします。なお、令和10（2028）年度を中間年度とし、進捗状況を評価するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行います。

4 計画の推進体制

本計画は、庁内の関係各課や民間団体等との連携を図り、推進していきます。また、市民及び学識経験を有する者で構成されている「塩尻市男女共同参画審議会」において計画策定の審議や、策定後の進捗評価を行います。

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1 世界における日本のジェンダー平等の状況

男女共同参画社会の実現は、国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されたアジェンダ¹の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして、「ジェンダー平等²を実現しよう」というゴールが掲げられ、国際的に取組が行われています。

平成 17（2005）年以降、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年発表している4分野（経済、政治、教育、健康）のスコアから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数³をみると、令和 5（2023）年の日本の総合スコアは対象国 146 か国中、125 位と男女共同参画の水準は未だ低い状況です（図表 2）。

図表 2 ジェンダー・ギャップ指数 2023

ジェンダーギャップ指数(2023) 上位国及び主な国の順位				各分野におけるスコア		
順位	国名	値	前年値	分野	スコア	昨年のスコア
1	アイスランド	0.912	0.908	経済	0.561	0.564
3	ノルウェー	0.879	0.845	政治	0.057	0.061
2	フィンランド	0.863	0.860	教育	0.997	1.000
4	ニュージーランド	0.856	0.841	健康	0.973	0.973
5	スウェーデン	0.815	0.822			
6	ドイツ	0.815	0.801			
15	英国	0.792	0.780			
30	カナダ	0.770	0.772			
40	フランス	0.756	0.791			
43	米国	0.748	0.769			
79	イタリア	0.705	0.720			
105	韓国	0.680	0.689			
107	中国	0.678	0.682			
125	日本	0.647	0.650			
126	ヨルダン	0.646	0.648			

前年の116位から順位を下げ、これまでで最も低い順位となっている。

出典：内閣府男女共同参画局 HP「男女共同参画に関する国際的な指数」

¹ Agenda(アジェンダ)は、協議事項などと訳され、特に政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画の意で用いることが多い。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットでの成果文書であり、その目標として、令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げている。

² ジェンダーとは生物学的な性とは違い、社会的・文化的に作られた性のことを指します。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。

³ 世界経済フォーラムが平成 17（2005）年より公表しているレポート「Global Gender Gap Report（『世界男女格差レポート』）」にて公表されている、世界各国の男女格差を示す指標。スコアはランキングの形で示される。指標は経済・政治・教育・健康の4分野を総合してつけられる。

2 国の政策

令和2（2020）年に策定された第5次男女共同参画基本計画では、現状や課題等を踏まえ、11分野の政策に取り組むとしています。

現状・課題

- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 頻発する大規模災害
- 新型コロナウイルス感染症拡大
- SDGsの達成に向けた世界的な潮流
- デジタル化社会への対応（Society5.0）
- 女性の政策・方針決定過程への参画拡大

取り組む政策

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
3. 地域における男女共同参画の推進
4. 科学技術・学術における男女共同参画の推進
5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
6. 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
7. 生涯を通じた健康支援
8. 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
10. 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
11. 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

3 長野県の政策

令和2（2020）年に策定された第5次長野県男女共同参画計画では、課題と新たな視点を踏まえ、4つの政策に取り組むとしています。

長野県の現状・課題と新たな視点

【現状・課題】

- 性差による偏見・思い込みの解消
- 女性の就業継続に向けた取組
- 働き方改革に向けた一層の取組
- 若者が魅力を感じられる地域社会づくり

【新たな視点】

- 時代の変化を先取りして働き方・暮らし方を革新する
- 若者に選ばれる県をめざす
- SDGsの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる
- ダイバーシティ（多様性）の視点を取り込む
性差による偏見・思い込みの解消

取り組む政策

【テーマ】

働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう

【政策】

1. あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消
2. 安全・安心な暮らしの実現
3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
4. 推進体制の強化

第3章 これまでの取組状況と現状・課題

1 第四次塩尻市男女共同参画計画における目標指標の達成状況

第四次計画における目標指標の最新値（令和3（2021）年、または令和4（2022）年）の状況では、数値目標を達成しているのは、全13項目中5項目で、未達成は8項目です（図表3）。

達成水準にある指標の中でも、指標1『男は仕事、女は家庭』に反対する人の割合（※1）と、指標6「市役所職員の管理職に占める女性管理職の割合」は目標値を大きく上回っています。

未達成の項目の中では、指標2「市民対象のセミナー・講演会の開催」の達成度が5割と最も低くなっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響と考えられます。指標7『男女が等しく参加・活躍できる社会環境がある』及び、指標9『就業機会の創出や意識啓発など雇用・就労対策が充実している』への満足度の達成度も約6割～7割と低くなっています（※2）。

図表3 第四次塩尻市男女共同参画計画における目標指標の達成状況

基本目標	評価指標	単位	出典	基準値 (H26)	最新値	目標値 (R5)	達成度
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 「男は仕事、女は家庭」に反対する人の割合	%	男女共同参画に関する市民アンケート	37.3	75.0 (R4)	42.3	177.3%
	2 市民対象のセミナー・講演会の開催	回/年	塩尻市 社会教育スポーツ課	4	2 (R4)	4	50.0%
	3 デートDVを知っている人の割合	%	男女共同参画に関する市民アンケート	33.2	42.1 (R4)	38.2	110.2%
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画促進	4 市の審議会の委員に占める女性委員の割合	%	塩尻市 社会教育スポーツ課	34.5	34.9 (R4)	38.3	91.1%
	5 区三役、公民館長、分館長、衛生部長、小中学校PTA会長・支部長の女性の割合	%	内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	23.2	24.0 (R4)	27.3	87.9%
	6 市役所職員の管理職に占める女性管理職の割合	%	内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	10.4	18.8 (R4)	12.2	154.1%
	7 「男女が等しく参加・活躍できる社会環境がある」ことに満足している市民の割合	%	塩尻市 市民意識調査	56.4	32.6 (R4)	59.8	54.5%
	8 「仕事と生活の調和がはかられている」ことに満足している市民の割合	%	塩尻市 市民意識調査	45.2	39.4 (R4)	51.9	75.9%
	9 「就業機会の創出や意識啓発など雇用・就労対策が充実している」と感じている市民の割合	%	塩尻市 市民意識調査	18.3	17.1 (R4)	25.0	68.4%
基本目標Ⅲ すべての人が健康で安心な社会の形成	10 「安心して子どもを預けられる環境がある」と感じる市民の割合	%	塩尻市 市民意識調査	37.3	41.8 (R4)	40.0	104.5%
	11 「子育てに必要な情報を得たり、相談することができる」と感じる市民の割合	%	塩尻市 市民意識調査	43.2	38.6 (R4)	49.9	77.4%
	12 「介護サービスや施設が充実している」と感じる市民(高齢者)の割合	%	塩尻市 市民意識調査	46.7	33.5 (R4)	46.7	71.7%
基本目標Ⅳ 防災・復興における男女共同参画の推進	13 防災会議に占める女性委員の割合	%	内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	20.5	24.2 (R4)	20.5	118.0%

※1：R4年の調査では、「賛成」「どちらかといえば賛成する」「どちらかといえば反対する」「反対する」「わからない」の選択肢としていたが、H26年の調査では「わからない」の選択肢を「どちらともいえない」と聞いており、単純に比較ができない

※2：市民意識調査は、H26年までは、選択肢が4択（満足/やや満足/やや不満/不満）だったのが、H27年以降は5択（満足/やや満足/やや不満/不満/分からない）に変更されており、単純に比較ができない。

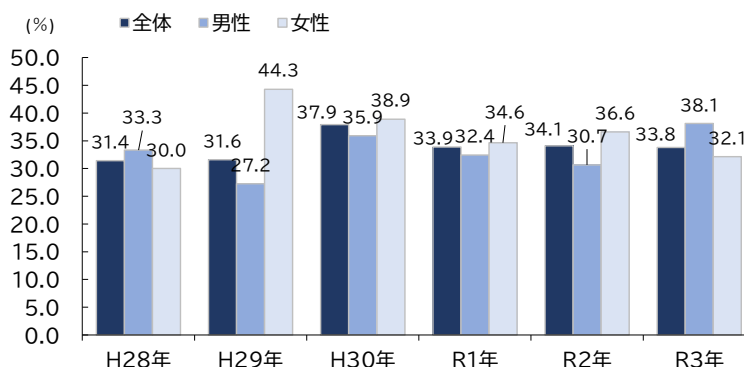
2 各種調査による塩尻市の現状と課題

(1) ジェンダー平等に関する市民の意識

「男女が等しく参加・活躍できる社会環境」への満足度は、概ね横ばいで推移しています（図表4）。

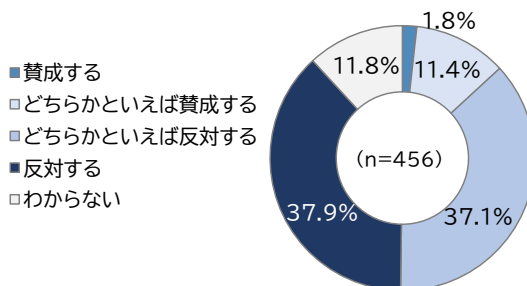
性別によって役割を固定化する考え方に反対する考え方を持つ割合（「反対する」「どちらかといえば反対する」と答えた割合の合計）は7割以上と、否定的な意見を持っていることが伺えます（図表5）。しかし、実際の家庭や職場といった様々な場面では、男性の方が優遇されていると感じる割合がすべての項目で高くなっています（図表6）。

図表4 市民意識調査「男女が等しく参加・活躍できる社会環境」への満足度の割合（性別）



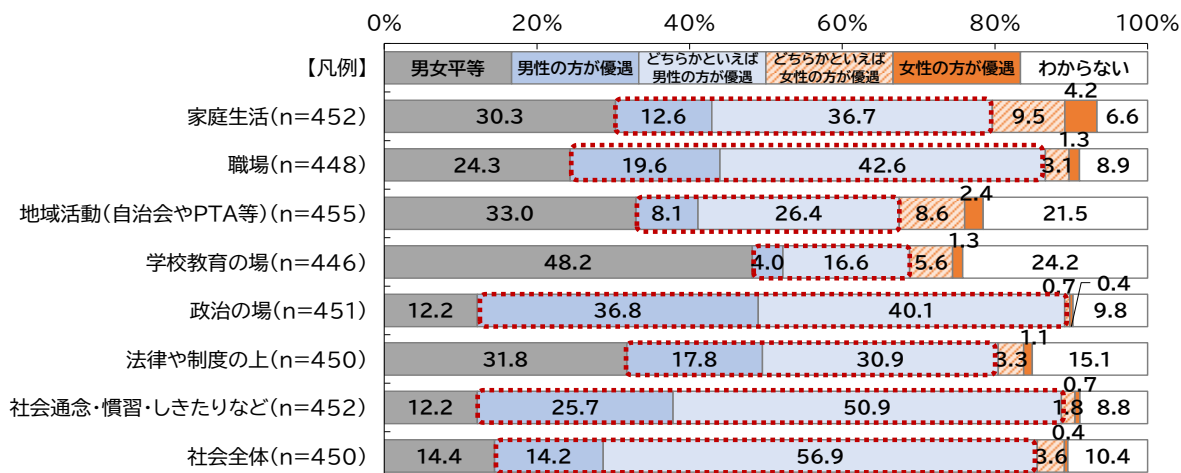
出典：塩尻市「市民意識調査」

図表5 性別による役割分担への考え



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表6 様々な場面やルールにおける男女平等の実感



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

また、生物学的な性別に関わりなく、一人ひとりが活躍できることが求められていますが、「LGBTQ⁴」の言葉の認知度は全体で5割と低く、年代が上がるほど認知度が低くなっています（図表 7）。

図表 7 「LGBTQ」の言葉の認知度（年代別・性別）

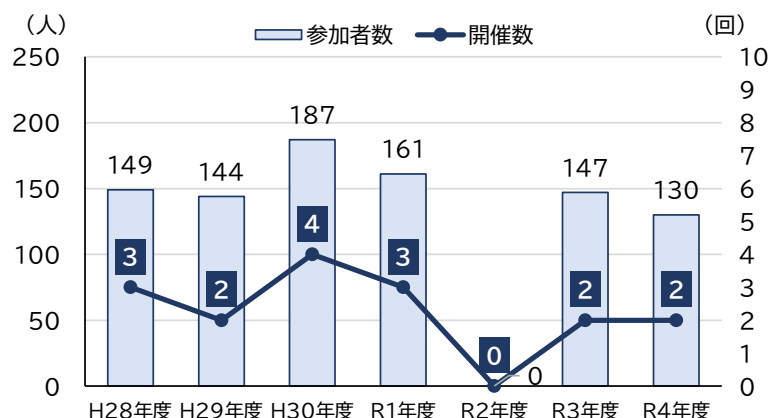
		知っている	言葉は聞いたことがある	知らない
全体(n=462)		57.6	23.6	18.8
30代以下	男性(n=34)	73.5	14.7	11.8
	女性(n=55)	81.8	10.9	7.3
40・50代	男性(n=76)	72.4	15.8	11.8
	女性(n=89)	62.9	24.7	12.4
60代以上	男性(n=96)	47.9	29.2	22.9
	女性(n=109)	33.9	33.0	33.0

出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関するアンケート」

(2) ジェンダー平等に関する学習への参加状況

市民向けセミナー・講演会は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年では0回、令和3(2021)・令和4(2022)年は目標回数である4回の半分となっています。また、平成30年(2018)年以降参加者数も減少傾向がみられます（図表 8）。

図表 8 市民対象のセミナー・講演会の開催数・参加者数



出典：塩尻市

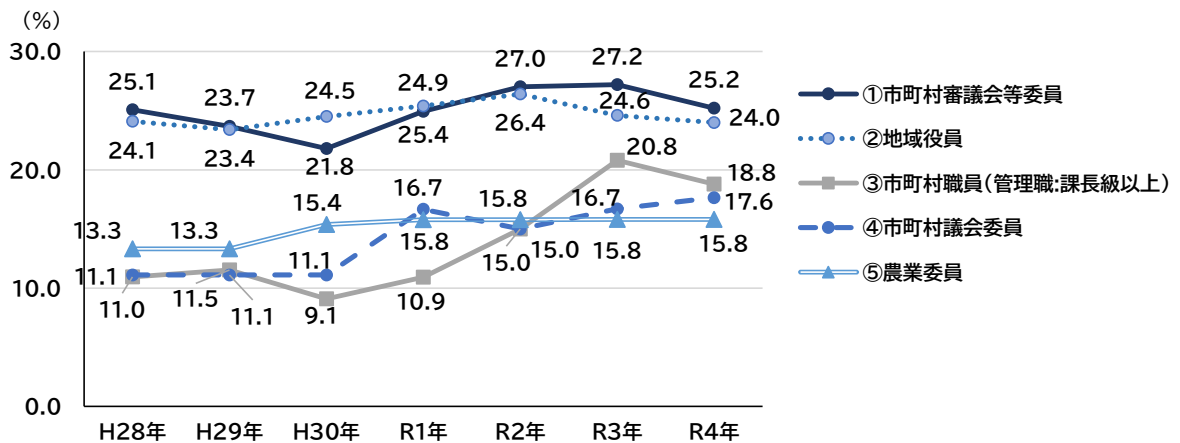
⁴ Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。最近ではLGBTQともいわれ、LGBTQの「Q」とは、性的マイノリティ全般を表す「Queer(クィア)」、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、または決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning(クエスチョニング)」という2つの言葉を意味している。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

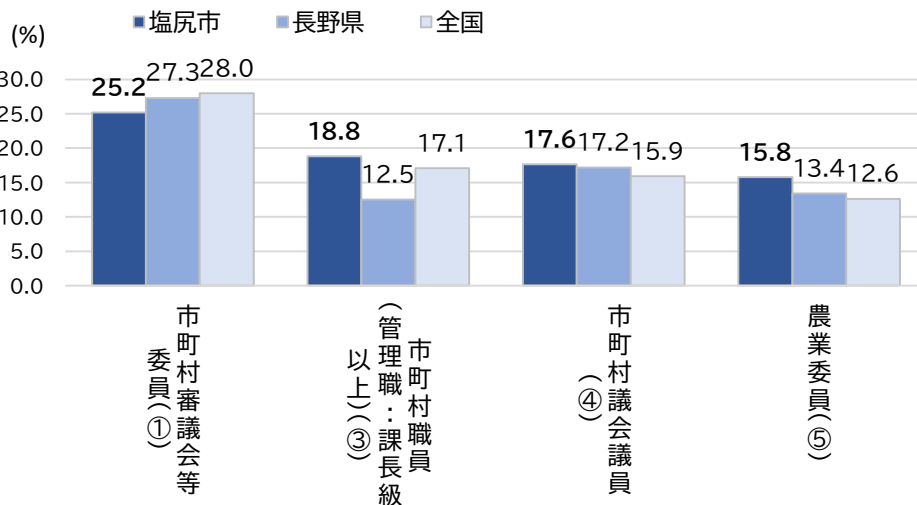
政策・方針決定過程への女性の参画における、平成 28（2016）年からの 7 年間の推移をみると、平成 30（2018）年以降、各分野において増加傾向がみられます。しかし、令和 3（2021）年以降は市町村議会委員を除き、減少もしくは横ばいとなっています（図表 9）。

また、令和 4（2022）年の最新値を長野県・全国と比較すると、市町村審議会等委員は、長野県、全国よりも低く、その他では長野県、全国よりも高くなっています（図表 10）。

図表 9 各種審議会等における女性割合



図表 10 令和 4（2022）年における各種審議会等の女性割合（長野県・全国との比較）



※「①市町村審議会等委員」は、地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における登用状況を示す数字。第四次計画の指標として掲げている目標値は、地方自治法（第 202 条の 3）及び、地方自治法（第 180 条の 5）に基づく審議会等以外含まれているため、数値は一致しない。

※「②地域役員」は、区三役、公民館長、分館長、衛生部長、小中学校 PTA 会長・支部長すべてを含めた数字であり、割合は塩尻市独自で算出しているため、比較できない。

出典：

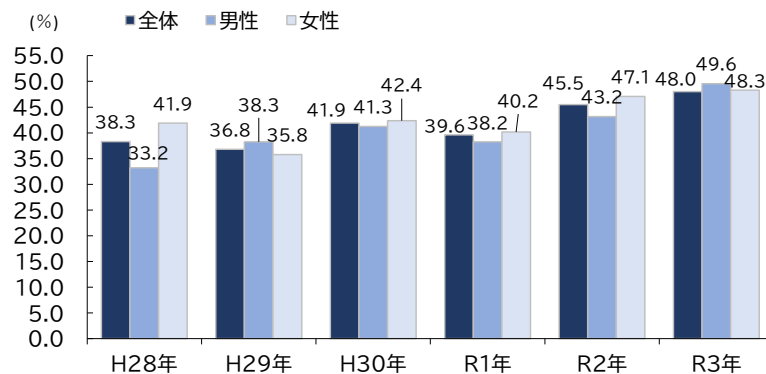
	塩尻市	長野県	全国
①市町村審議会等委員	長野県「市町村における『女性の参画状況』」		内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
②地域役員	塩尻市独自算出	—	—
③市町村職員(管理職:課長級以上)	長野県「市町村における『女性の参画状況』」		内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
④市町村議会委員			内閣府「国・地方公共団体における「見える化」」
⑤農業委員			農林水産省「農業委員への女性の参画状況」

(4) 仕事と家庭の両立状況

「仕事と生活の調和がはかられている」ことへの満足度は、全体で年々増加がみられます（図表 11）。しかし、共働き世帯における家庭内の役割分担では、家事・育児・介護では女性の担当率が6割以上と高く、性別による役割の偏りがみられます（図表 12）。

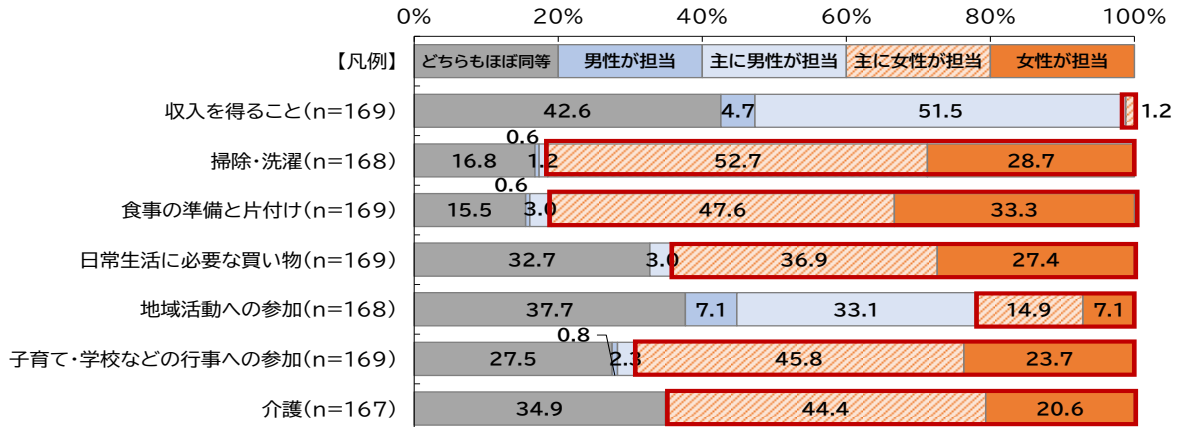
なお、本市では、塩尻市振興公社で行っている自営型テレワーク推進事業（KAD0）に対して支援を行い、子育てや介護、自身の障がいなどを理由として就労に時間的な制約のある人に向け、オフィスや自宅でテレワークできる環境の提供を後押ししており、その登録者は増加傾向にあります（図表 13）。

図表 11 市民意識調査「仕事と生活の調和がはかられている」ことへの満足度の割合（性別）



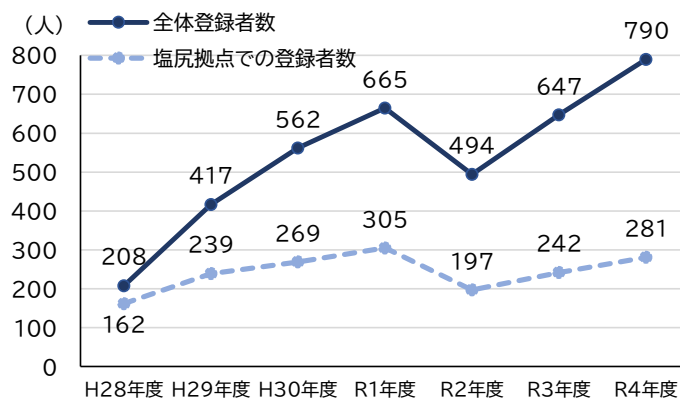
出典：塩尻市「市民意識調査」

図表 12 共働き家庭における家庭内の役割分担



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表 13 自営型テレワーク推進事業（KAD0）の登録者数



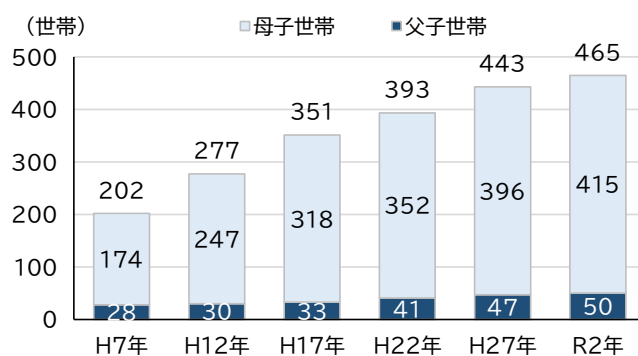
出典：塩尻市振興公社

(5) ひとり親世帯や暴力に関する相談状況

ひとり親家庭は母子・父子世帯ともに年々増加していますが、母子世帯の増加が顕著で、令和2（2020）年では、平成7（1995）年の約2.4倍にまで増えています（図表14）。

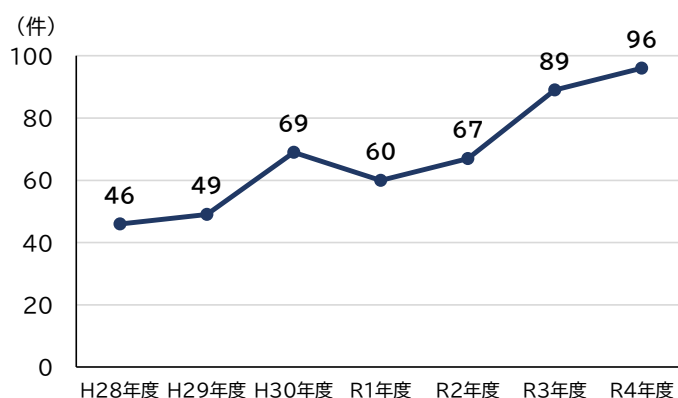
またDVの相談件数は年々増加しており、令和4（2022）年度では、平成28（2016）年度の約2倍以上にまで増えています（図表15）。

図表14 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

図表15 DVの相談件数



出典：塩尻市

3 社会環境及び現状課題を踏まえ、本計画で取り組むべき事項

国や長野県がそれぞれの計画に盛り込んでいる新たな視点及び、各種調査からみえた現状と課題を踏まえ、本計画で重点的・新たに取り組むべき内容は以下の通りです。

国・県における新しい視点

【国計画】

- 感染症拡大がもたらす女性への影響対策
- デジタル化社会への対応
- 国内外の暴力根絶の社会運動
- 女性視点からの防災対応
- ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

【県計画】

- 時代の変化を先取りして働き方・暮らし方を
変革
- 若者に選ばれる地域をめざす
- SDGsの理念を具現化
- ダイバーシティ（多様性）の視点を取り込む

塩尻市の現状・課題

【強み・成果】

- 男女共同参画に早い段階から取り組んできた
歴史がある
- 性別による固定的な役割への反対意向は強く
みられる
- 自営型テレワーク推進事業（KADO）により時
間や場所に制限されず働くことができる環境
がある

【弱み・課題】

- ▲実態として家庭、職場、地域活動などで男性
の方が優遇・優先されている
- ▲新型コロナウイルスの感染拡大によるセミナー
や講演会などの開催回数の減少
- ▲男性中心の社会構造があり、意思決定・方針
決定の場への女性参画が頭打ちになっている
- ▲男女共同参画を推進する活動団体の高齢化
- ▲行政の担当を超えた男女共同参画の推進が図
られていない
- ▲DV相談件数や母子世帯の増加等がみられる



第5次計画で重点的に取り組むべきこと

- **性別に関わらず、多様な視点や価値観を認め合う多様性社会の実現に向けた意識啓発を推進**
・LGBTQやダイバーシティといった新しい概念の啓発、交流活動による学びの推進、新しい生活
様式に対応した学びの提供 等
- **意思決定・方針決定の場や雇用におけるジェンダー平等のさらなる強化**
・庁内の管理職割合、女性議員割合、審議会委員などの高めの目標設定
・時代の変化に伴う働き方・暮らし方の変革に対応した啓発の推進 等
- **誰一人取り残さないためのセーフティネット構築**
・人権侵害、DV、ハラスメント、自殺防止への対応強化や防災における多様な視点の取り入れ強化 等

第4章 計画の目標と体系

1 基本理念

“人権を尊重し、地域社会で共に歩む心をはぐくむ”
～あらゆる人とともに輝く女と男～

男女共同参画は着実に進展していますが、日本のジェンダー平等の達成状況は、国際的には低い水準に留まっており、より一層の意識改革や行動変容が必要な状況にあります。

本市においては、昭和 61（1986）年より県内では先駆け、男女共同参画を推進してきた歴史がありますが、以前よりも男女共同参画が進展したことで、市民活動の熱量や女性の社会進出の動きが頭打ちになっている状況にあります。

日常の暮らしや仕事の中にも、様々な不平等や不公平がありますが、それらが当たり前のこととして受け入れられている現実があります。

現状を変えていくためには、どのような状態が望ましく、どのような状態が望ましくないかについて、アンテナを高く張り、広い視点で、気が付いた人が声をあげることで、家庭・地域・職場など、様々な場面で、新たなあり方を探っていくことが必要です。

こうした”日々の改革”の小さな積み重ねが、「人権を尊重し、地域社会で共に歩む心をはぐくむ」ことにつながり、「あらゆる人とともに輝く女（ひと）と男（ひと）」を増やすことにつながります。

本計画の策定・推進を通じて、本市におけるジェンダー平等が着実に達成されていくことを目指します。



2 基本目標

本市におけるジェンダー平等の達成に向けては、近年の社会変化や本市の現状・課題等を踏まえ、「時代変化にあった市民意識の醸成」「様々なパートナーとのアクション促進」「誰一人取り残さないセーフティネットの構築」の3つの基本目標を定め、取り組むものとします。

また、本計画を着実に進めていくため、3つの基本目標ごとに数値目標を定め、それらを活用した進捗・成果のマネジメントを行います。

基本目標1 時代変化にあった市民意識の醸成

本市の男女共同参画の取組内容の基本は変わりませんが、社会の変化や国際的な要請により、テーマや重点は、常に少しずつ変わっています。

こうしたテーマや重点の変化に対応して、本市の情報発信や学習内容を、常に新たなものに更新し続けるとともに、伝え方についても工夫を施すことで、時代変化にあった市民意識を醸成します。

【数値目標】

最終	中間	活動	指標名	単位	現状値 (R4)	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)
●			男女等格差がなく、等しく参加・活躍できる環境があると思う割合	%	35.3 (R5)	40.3	45.3
	●		性別による役割の固定化に反対する割合	%	75.0	82.5	90.0
		●	男女共同参画に関する動画（YouTube チャンネル）の視聴者数	人	73	137	350
		●	市民向け学習会の開催数	回/年	2	4	4
		●	市民向け学習会の参加者数	人/年	130	167	192

基本目標2 様々なパートナーとのアクション促進

本市における行政管理職・議会議員・農業委員などの女性比率は県平均と比べても比較的良好な水準にありますが、実際の男女比に比べると、どの項目もさらに上昇させる余地が残されています。

女性が社会で活躍する地域社会を実現するために目標を設定し、関係各所に浸透を図ることで女性比率を高めます。

様々な個別の取組については、推進主体が行政だけでなく、市民団体や企業とのパートナーシップによって取組を活性化させていきます。

【数値目標】

最終	中間	活動	指標名	単位	現状値 (R4)	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)
●			職場や働く際に性別による待遇差があると思う割合	%	25.4 (R5)	20.4	15.4
	●		審議会等委員に占める女性割合	%	25.2	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下
	●		仕事と生活の調和が図られていると思う割合	%	37.4 (R5)	42.4	47.4
	参考		男性の育児休暇取得率	%	10.7	20.4	30.0
		●	市民ボランティアグループによる学習会の開催回数	回/年	2	3	3
		●	市民ボランティアグループによる学習会等の参加者数	人/年	39	59	95
		●	地区館での男女共同参画に関する講座・学習会の開催回数	回/年	—	1	1
		●	地区館での男女共同参画に関する講座・学習会への参加者数	人/年	—	50	50
		●	社員の子育て応援宣言登録企業数（累計）	社	57	92	120

基本目標3 誰一人取り残さないセーフティネットの構築

一般に女性の所得は男性よりも低い方が多く、特に、母子家庭や高齢女性の単身世帯において困窮状態に陥りやすくなっています。貧困により子どもの学習や体験の機会に不平等が生じることや貧困の連鎖を防ぐため、職業訓練や相談支援等の充実を図ります。

また、家族や恋人からの暴力やハラスメントをはじめ、あらゆる暴力を防止するとともに、暴力が発生した場合に必要な支援を受けられるよう相談支援体制の強化に努めます。

防災については、これまで不足していた女性の視点を取り入れることで、災害後の避難生活の過ごしやすさを高めるとともに、災害対策の担い手の確保を促進します。

【数値目標】

最終	中間	活動	指標名	単位	現状値 (R4)	中間目標 (R10)	最終目標 (R14)
●			誰もが生きやすいまちであると思う割合	%	18.7 (R5)	49.2	54.2
	●		「自身もしくは身近な人が暴力を受けた経験がある」と回答している人のうち何らかのアクションを起こした人の割合	%	25.2	92.4	100.0
	●		防災会議・消防団の女性の委員割合	%	24.2	27.1	30.0
		●	女性視点の地域防災に関する講座・学習会の開催回数	回	—	1	1
		●	女性視点の地域防災に関する講座・学習会の参加者数	人	—	15	15
		参考	小学校での CAP 研修	校/年	3	3	3
		参考	女性に対する暴力防止週間、児童虐待防止推進月間等にあわせた啓発活動の実施回数	回/年	—	1	1
		参考	市内高校でのデート DV 予防講座	校/年	—	5	5

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策	主な事業			
“人権を尊重し、あらゆる人とともに輝く女と男” <small>（あらゆる人とともに輝く女と男）</small> “地域社会で共に歩む心をはぐくむ”	1	1 時代変化にあった市民意識の醸成				
		1-1	意識・行動変化を促す啓発	(1) 多様で興味を引く情報発信 (2) 固定概念にとらわれないバランスの取れた発信		
		1-2	学習・交流活動の推進	(1) 子ども・家庭への教育・学習の充実 (2) 意識を変える学びと気づきの機会の提供		
		2	2 様々なパートナーとのアクション促進			
			2-1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 行政の意思決定における女性の参画促進 (2) 地域組織等における女性の参画促進 (3) 民間企業等の意思決定における女性の参画促進	
					2-2	民間団体や市民との協働の推進
	2-3	仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進	(1) ライフステージに対応した柔軟な働き方の普及促進 (2) キャリア開発と再就職支援			
	3	3 誰一人取り残さないセーフティネットの構築				
		3-1	安心して暮らすための相談・支援体制の整備	(1) 困難を抱えたひとり親家庭及び児童・生徒への支援 (2) 困難を抱えた女性への支援		
				3-2	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (2) 暴力を受けた人や危機的な状況にある人への相談・支援体制の構築 (3) ハラスメントの防止のための啓発
		3-3	男女共同参画の視点にたった防災の推進			(1) 防災へ女性の視点の反映 (2) 女性参画による地域防災力の向上

第5章 施策の展開

基本目標1 時代変化にあった市民意識の醸成

■現状・課題

本市の男女共同参画の取組においてテーマとなっている事項を図表 16 に示します。

個別に取り組んでいる内容は大きくは変わっていませんが、国際的に、持続可能性の追求、貧困・格差の是正、人権擁護、共生社会などの要請が強まっており、性別による差をなくすだけでなく、さらに少数者や貧困に苦しむ人々も含めて、社会の一員として認め合い、共生できる社会の構築が求められています。

本市の男女共同参画の進展状況を諸指標で確認すると、伸び悩みがみられる項目があります。こうした国際社会の要請に対応し、男女共同参画の発信や学習の内容を時代変化にあわせた新しいものに更新し続け、市民の意識啓発に努めていくことが必要です。

図表 16 本市の男女共同参画において活動テーマとなっている事項

	固定的 役割意識	機会 平等	意思決定参 画	性の知識 ・理解	合理的 配慮	セーフティ ネット
家庭	・家事 ・家計の収入 ・子育て・介護					・DV ・ひとり親 ・貧困家庭
学校		教育機会 の平等性		・性教育 ・性的マイノ リティ		デートDV
地域	・自治活動に おける役割 ・行事での役割 ・女性消防団員				女性視点の防 災対策	
職場	・待遇 ・昇進		経営参画			・パワーハラ ズメント ・セクシャル ハラズメント
政治			議員数			
行政			・審議会への 参画 ・職員管理職 登用	性的マイノリ ティ		相談窓口

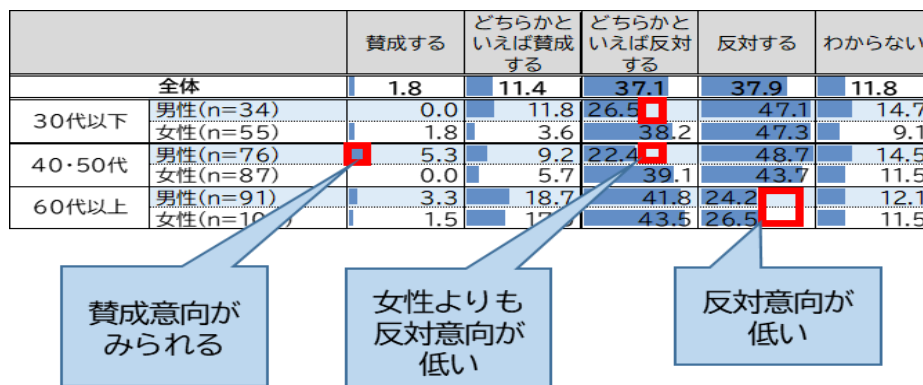
施策1-1 意識・行動変化を促す啓発

■現状と課題

アンケート結果をみると、「性別による役割の固定化に反対する割合」は75.0%で、国（64.3% 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和4（2022）年）」・県（68.3% 長野県「令和府元年度県民意識調査（令和元（2019）年）」よりも高い割合となっていますが、全ての年代の男性と60代以上の女性において反対意向が低い傾向があり、年代・世代で差があります（図表17）。

意識・行動変化を促す啓発のために市では様々な媒体を使い情報発信を行っていますが、市民全体に漠然と情報を伝えるのではなく、特に意識が低い層に対し働きかけるなど、情報発信の工夫が必要です。

図表 17 性別による役割の固定化に対する考え（年代別・性別）

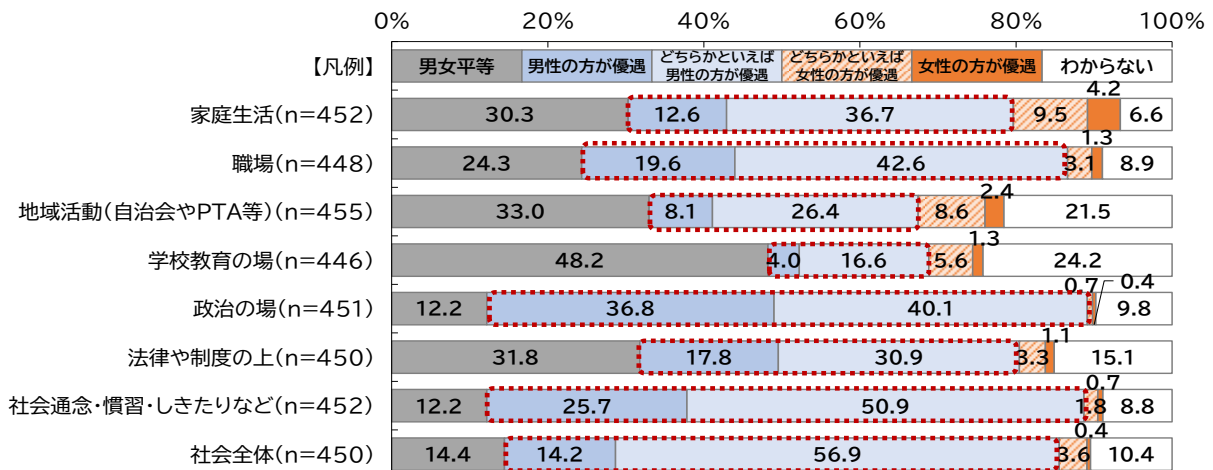


出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

また、「様々な場面やルールにおける男女の平等さ」をみると、政治の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体において男女平等と回答する比率が特に低く、加えて、家庭・職場・地域活動などの多くの項目においても、女性よりも男性が優遇されているという回答の比率が高くなっています（図表18）。

年々、男女の不平等は解消される傾向にあると思われるものの、調査結果からは、多くの場面において、依然として男性優位になっている実態があることが伺えます。日常の中で、当たり前のように行われている不平等に気づきを与えるような啓発や好事例の紹介などで、市民の認識の変化を働きかけていくことが求められます。

図表 18 様々な場面やルールにおける男女の平等さ（再掲）



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

■主な事業

(1) 多様で興味・関心を引く情報発信

本市では、引き続き市民と協働で定期的に男女共同参画情報誌「共に」の発行を行います。また、ホームページや SNS、広報誌で、随時、男女共同参画に関するイベントや啓発事業の情報を発信します。また、多くの市民が情報を得ている図書館では、関連図書や雑誌、視聴覚資料などを収集・提供し、企画展示やテーマブックス⁵による啓発を行います。

その他、行政チャンネルやインターネットの動画配信など、映像による発信も行うことで、より効果的で伝わりやすいコンテンツの提供も行います。

時代に合わせた正確な情報を分かりやすく、また多様な人々の視点を取り入れた興味、関心を持っていただけるよう工夫した情報発信を行います。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">・市民と協働して編集する「共に」の定期発行・市ホームページ、SNS での情報発信・市広報誌による発信・行政チャンネル、市 Youtube 等での映像による啓発	全課等
<ul style="list-style-type: none">・関連図書や雑誌などの収集・提供と企画展示やテーマブックスによる啓発	図書館

(2) 固定概念にとらわれないバランスの取れた発信

様々な情報発信の際に、性別による役割の固定化や性的マイノリティに対する偏見などを助長しない、固定概念にとらわれない情報発信を行います。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">・市の制作物・メディアにおける偏見を生まない配慮	全課等

⁵ 利用者が普段触れない新たな本や資料に出会える機会の場合として、特定のテーマで取りあげて資料を展示すること。塩尻市立図書館にて、その時々季節や時事などに合わせ、関連する本などを集めた展示・貸出コーナーが、定期的に設置される。

施策1-2 学習・交流活動の推進

■現状と課題

男女共同参画の課題は多岐に渡っており、様々な機会を見つけて対象者への啓発に取り組んでいく必要があります。

意識や行動は、家庭での生活や日々の行動の中で定着していくため、子どもや家庭に対するアプローチが重要になります。また、小学校高学年から中学生にかけては性教育に関する正しい知識を身に付けるとともに、多様な性のあり方を尊重する意識や性暴力から身を守る教育が必要となります。

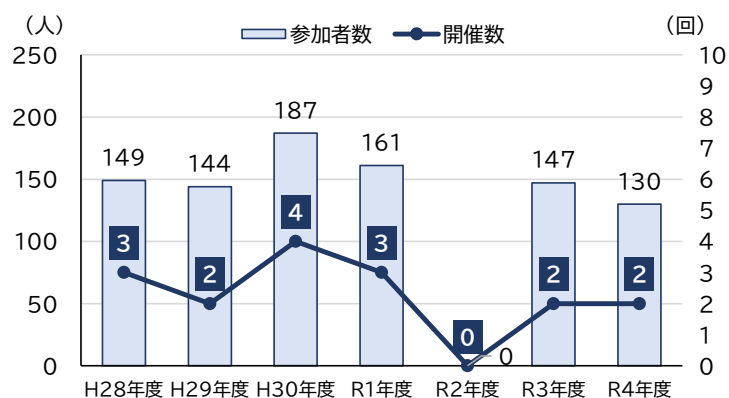
市民の意識を高めるため、SDGs や女性視点の防災など、新しいテーマを設定することに加えて、一方的な情報提供ではなくワークショップ形式などの双方向・対話型の学びの場を増やしていくことが求められます。

また、行政だけで企画するのではなく、市民活動団体やグループなどと協働で学習・交流会の企画・運営を行うことで、市民の主体性をひきだし、企画の質の向上や参加者の増加につなげていくことが重要です。

市の職員については、社会のニーズに対応して率先的な行動をとり、市民の範となるように努めていくことが求められており、最新のテーマについて職員が理解し、業務や日ごろの生活の中で啓発につなげていく必要があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2～4（2020～2022）年度の間は、学習・交流の機会が減少しました（図表 19）。この間、リモートによるイベントや学習の方法が浸透したため、こうした手法も併用しながら、さらに多くの市民に働きかけられるように取り組んでいく必要があります。

図表 19 市民対象のセミナー・講演会の開催数・参加者数（再掲）



出典：塩尻市

■主な事業

(1) 子ども・家庭への教育・学習の充実

幼少期から成長段階に応じて意識や知識を育み、他者を認めつつも、自分らしく生きていける児童・生徒を育てます。

内容	担当課
●児童・生徒への男女共同参画意識の定着支援 ・ 保育園や学校での学習機会の提供	保育課 学校教育課
●小中学校における性教育 ・ 成長段階に応じた性教育の実施 ・ 多様な性を尊重する意識を育てる教育の実施 ・ いじめ、虐待、体罰、性暴力から心身を守る学習の実施	学校教育課 健康づくり課

(2) 意識を変える学びと気づきの機会の提供

様々な機会を用いて、幅広い市民と職員が意識と知識を得られるよう、多様な性の尊重なども含めた様々なテーマでの講座・研修・交流の機会を設けます。学びや気づきを提供したいターゲットを設定し、効果的な学びの機会を提供します。

内容	担当課
●市民対象の学びと気づきの機会の提供 ・ 研修とワークショップによる意識啓発の企画 ・ 女性視点の防災についての学習会の企画 ・ SDGs と男女共同参画をテーマとする学習会の企画	企画課
●市民と連携した学習機会の企画・実施 ・ 市民ボランティア団体による講座・研修会の企画 ・ 市民活動団体等と連携した啓発・学習の企画 ・ 地区公民館・分館における意識啓発の企画	企画課 市民交流センター 中央公民館
●【新】男性への意識啓発 ・ 男性への家事・育児・介護参加への意識啓発 ・ イクメン・イクボス育成教室の企画 ・ 男性の生活面の自立を応援する情報提供	保育課 介護保険課 健康づくり課
●市職員を対象とした研修の企画・実施 ・ ジェンダー平等、性的マイノリティ対応等の研修の開催	総務人事課

—コラム① 塩尻市の男女共同参画に関わるこれまでの歩み—

本市における男女共同参画の取組は、国際婦人年に始まる国際的な動きと、国内での婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、昭和 58(1983)年に婦人問題の現状と課題を明らかにし、婦人行動計画を策定するための「婦人問題庁内連絡会議」を設置するところから始まりました。また、市は、昭和 60(1985)年に、女性問題解決に向けた「婦人問題協議会」を設置し、昭和 61(1986)年、「婦人行動計画」を策定しました。

平成 4(1992)年には、男女問わず、ともにかかえる問題について、広く話し合える場がほしいと願う有志により、「しおじり女性会議」が結成され、女性の地位向上と社会参画の推進に向けて、機関紙の発行や学習会、視察などの活動が始まりました。その後、市から各種審議委員等の推薦依頼があった時には、会員を推薦できるようになり、女性の意見を行政に届けることができるようになりました。

また、平成 6(1994)年には、大阪府堺市、兵庫県宝塚市とともに全国で初めて男女共同参画宣言都市となり、平成 9(1997)年には、“全国男女共同参画宣言都市サミット”を開催、平成 12(2000)年には、男女共同参画基本条例が施行されています。

平成 13(2001)年には、地域で男女共同参画社会を実現していくという目的のもと、「女(ひと)と男(ひと) 21 ワーキンググループ」の活動を開始しました。“市民からのアイデア”を生かし、現在も継続して毎年、様々なテーマを題材に、ワークショップや井戸端会議、パネルディスカッションなどの形式で、男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発や人材育成の事業の企画・運営などを市と協力して開催しています。

「しおじり女性会議」は、メンバーの高齢化と共に後継者不足により、会議への参加、イベント等への集客が難しくなり、平成 29(2017)年 3月にその活動に終止符が打たれましたが、これまでの「しおじり女性会議」や「女(ひと)と男(ひと) 21 ワーキンググループ」などの様々な方々による活動の積み重ねのおかげもあり、以前に比べて本市の男女共同参画は進んでいるといえます。

一方で、令和 4年度に行った「塩尻市男女共同参画に関する市民アンケート」では、年代・性別による意識の違いや、また、「LGBTQ」のような最近のキーワードに関する用語の認知度が低いといった状況がみられました。

今後、本市のジェンダー平等の一層の推進に向けて、一人ひとりが学習会等の活動に参加するなど、時代変化にあわせて、SDGs やジェンダー平等、女性視点の防災などの新しいテーマを取り入れた学習などを行っていくとともに、年代や性別などの枠を超えた交流を通して学びを深めていくことが大切です。



基本目標2 様々なパートナーとのアクション促進

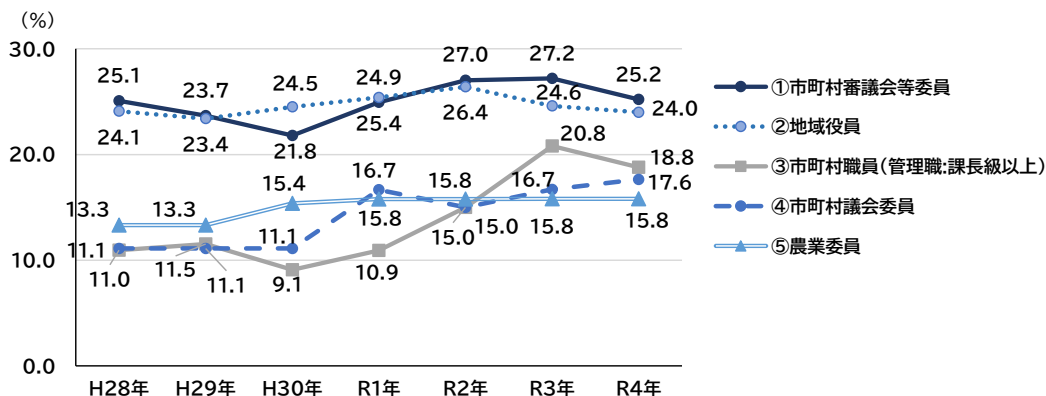
■現状・課題

世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数において、我が国は146か国中125位と低位にあります。「政治分野」における議員・大臣割合、「経済分野」における管理職比率が特に低くなっています。

本市では、平成28(2016)年以降、市職員の管理職、議会議員、農業委員に占める女性比率が上昇していますが、審議会等の委員と区役員の比率は、横ばいで頭打ちになっています(図表20)。本市における女性比率は県平均と比べても比較的良好な水準にありますが、実際の男女比に比べると、どの項目もさらに上昇させる余地が残されています。

一方、アンケート結果をみると、政策決定の場や管理職への女性の登用については、必ずしも強いニーズがある状況ではありません(図表21)。ポジティブ・アクション⁶に取り組むなど、男女が平等に能力を発揮し、活躍の機会を得られることを目指す必要があります。

図表20 各種審議会等における女性割合(再掲)

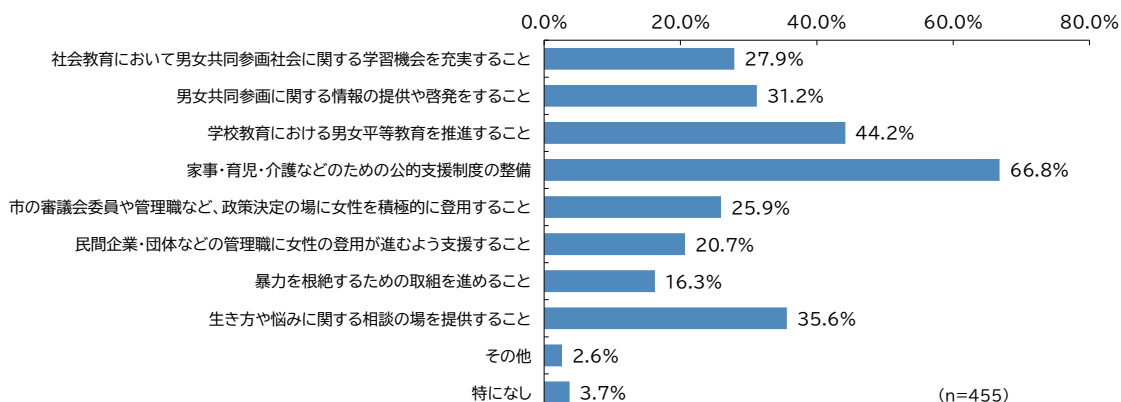


出典：①市町村審議会等委員、③市町村職員(管理職：課級以上)、④市町村議会委員、⑤農業委員：長野県「市町村における『女性の参画状況』」、②地域役員は塩尻市独自算出

※「①市町村審議会等委員」は、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況を示す数字。第四次計画の指標として掲げている目標値は、地方自治法(第202条の3)及び、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等以外含まれているため、数値は一致しない。

※「②地域役員」は、区三役、公民館長、分館長、衛生部長、小中学校PTA会長・支部長すべてを含めた数字。

図表21 男女共同参画社会の形成に向けて塩尻市が取り組む必要があること(複数回答)



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

⁶ 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するため、目標数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

施策2-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■現状と課題

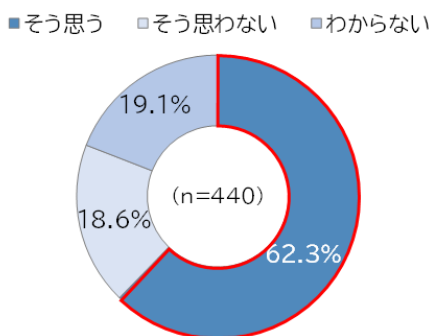
政策や方針決定の過程への女性参画の拡大が叫ばれて久しいものの、なかなか進んでいないのが現状です。

本市の審議会への女性参加率は県内トップレベルの高水準になっています。また、女性職員の課長以上の登用率も高い水準です。

一方でアンケートをみると、職場における性別による待遇差があると思うという回答は6割以上で、待遇差の内容は、賃金・昇進・役職への登用・仕事内容の順に高くなっています(図表22・23)。育児休業についても定着してきましたが、令和3(2021)年時点の全国のデータでは、女性が8割以上であるのに対して男性では10%を超えた程度に留まっており、取得実績には大きな男女差があります。また、介護休業は3%程度しか取得されていません。本人の休業に対する大きな抵抗感や、職場におけるジェンダー・ギャップがあるなど、経営者と従業員の意識改革を促していく必要があります。

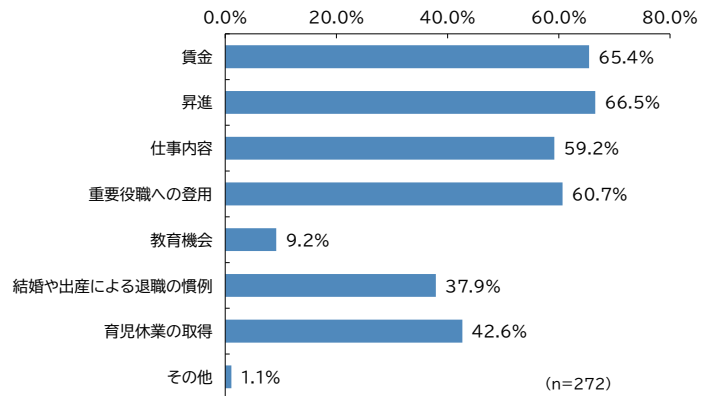
また、地域活動における男女の参画状況をみると、男性が役職者に就く慣習があり、女性の意見や発想が活かされにくい状況が続いています(図表24)。女性が役職につきたがらない傾向もあり、性別に関わらず適材適所で参画と登用を促していくことが必要です。

図表 22 職場における性別による待遇差があると思う割合



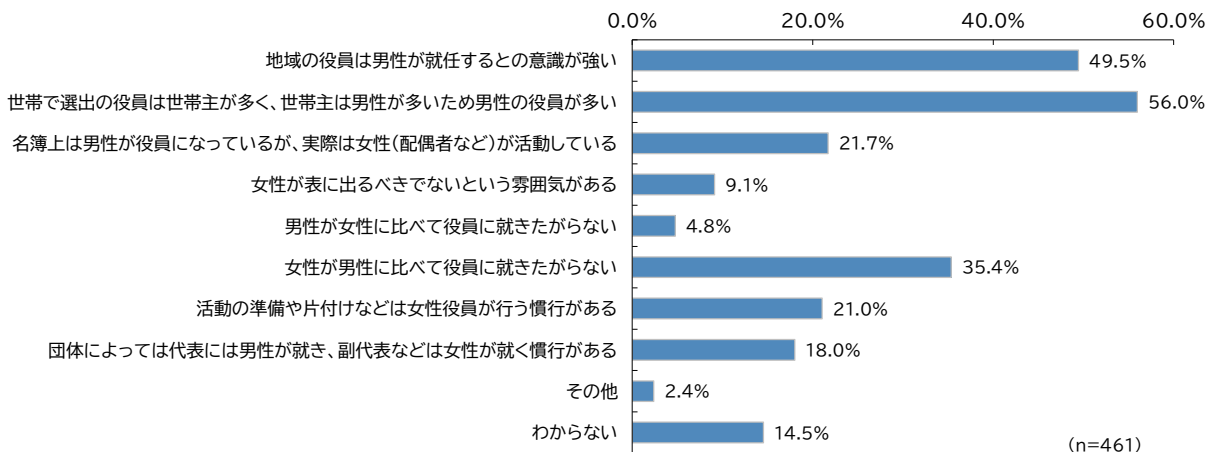
出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表 23 待遇差の内容(複数回答)



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表 24 地域活動(自治会・公民館・PTAなどの活動)における男女の参画状況(複数回答)



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

■主な事業

(1) 行政の意思決定における女性の参画促進

本市の審議会への女性委員の登用率、女性職員の管理職率はいずれも県内では高い水準にあります。性別や年齢に関わらず、適切な人材が登用されるよう、市が率先して人材の発掘と登用を促進します。

内容	担当課
●審議会等への女性委員の登用促進	
・性別・年齢にとられない人材活用	全課等
●職員のキャリアデザインと登用の促進	
・庁内掲示板等での女性登用の必要性の啓発 ・評価制度と連動させた管理職登用の推進 ・女性職員等のキャリアデザイン研修の実施や外部研修への参加 ・育児休業復帰支援の実施	総務人事課

(2) 地域組織等における女性の参画促進

地域組織の役職には男性が就くものの、実際には現場の活動を女性が担っていることが多くあります。こうした慣習にとられず、適材適所で女性が活躍できるよう、地域組織に働きかけを行います。

内容	担当課
・自治会やPTA活動などへの男女共同参画意識の啓発 ・意思決定の場への女性の登用を促進する働きかけ	学校教育課 地域づくり課 中央公民館

(3) 民間企業等の意思決定における女性の参画促進

意思決定の場において、性別や年齢に関わらず、適切な人材が登用されるよう、民間企業や各種団体が参加できる研修や情報の提供により、働きかけを行います。

内容	担当課
・官民が提供する女性のキャリアデザイン等の講座の案内 ・女性リーダー等、人材育成のための講座や研修会の実施 ・事例紹介・表彰制度などの情報提供	商工課 企画課

施策2-2 民間団体や市民との協働の推進

■現状と課題

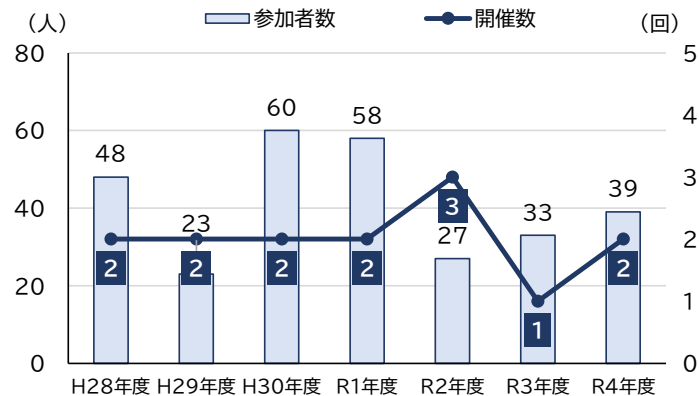
男女共同参画は、行政が推進するだけでなく、問題意識や使命感を持った民間団体や市民と連携することで活動が発展し、啓発の効果も大きくなります。

このため、本市では、男女共同参画ボランティア団体、公民館、市民公益活動団体などと協働し、ワークショップや講演会などの企画を行ってきました。

しかし、男女共同参画ボランティア団体は高齢化やメンバーの固定化などに加え、コロナ禍によって各種活動の量が減少しています（図表 25）。

時代の変化とともに、男女共同参画には、常に新しい課題が発生しており、官民で協働して取り組んでいくことが必要です。時流にあったテーマを設定し、そのテーマに共感し、主体的に活動するパートナーと行政が協働し、新たな活動を展開していくことが求められます。

図表 25 男女共同参画ボランティアグループによるセミナー、学習会等の開催数・参加者数



出典：塩尻市

■主な事業

(1) 男女共同参画ボランティア団体との協働

本市には、男女共同参画を推進するグループがありますが、メンバーの高齢化やコロナ禍の影響もあり活動量が減少しています。活動の今日的な意義を再度確認し、協働による活動の充実に努めます。

内容	担当課
●男女共同参画ボランティアとの協働	
・男女共同参画団体に対する補助 ・ボランティアグループ等との協働による男女共同参画に関するセミナー、ワークショップ等の開催 ・ボランティアグループへの参加者募集、活動強化	企画課

(2) 多様なパートナーとの連携による人権・男女共同参画の推進

本市には、女性のキャリアアップや自己実現、男性の子育てや料理など、様々なテーマで活動している公民館や市民公益活動団体、NPO・企業等があります。こうした団体と連携し、新たな切り口、新たな活動者による人権・男女共同参画の推進を支援します。

内容	担当課
●公民館での人権・男女共同参画の学習機会の提供	
・地区館（10地区）での講座・学習会の企画	中央公民館 社会教育スポーツ課
●市民公益活動団体・公民館等との連携	
・男女共同参画の視点を持った市民公益活動の促進、連携支援 ・企業との連携による企画・実施	市民交流センター

施策2-3 仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進

■現状と課題

共働き世帯が増加し、仕事を続けながら、子育てや介護を両立できる環境整備や働き方の実現が求められています。アンケート結果をみると、子育て世代では、育休を取りやすい環境、労働時間の短縮やフレックス化、保育サービスの充実などが求められています（図表 26）。そのうえで、男性の育児参加を促進することに加えて、職場の上司、周囲の人などが理解し、支援することが求められていることが伺えます（図表 27）。

介護については、介護保険サービスや施設の充実が求められていますが、家族の協力の必要性を40代以上の女性が強く感じています。育児と介護というライフステージの大きなイベントに対応できる働き方や家庭内の役割分担を適切な形に見直していくことが求められます。

図表 26 仕事を継続していくために必要な取組（複数回答（3つまで））

		家族や配偶者の家事・子育て・介護への参加・協力	育児・介護のための休暇・休業を取りやすい職場環境	労働時間の短縮	短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム（時差通勤）の普及	リモートワークやワーケーションなど多様な働き方ができること	保育施設やサービス（一時保育、病児保育など）の充実	介護施設やサービス（デイサービス、配食サービスなど）の充実	その他	わからない
全体(n=440)		56.6	64.1	23.2	31.6	21.6	33.4	43.4	2.3	4.1
30代以下	男性(n=32)	46.9	71.9	21.9	34.4	34.4	50.0	18.8	0.0	3.1
	女性(n=53)	47.2	69.8	39.6	39.6	41.5	28.3	18.9	3.8	1.9
40・50代	男性(n=77)	49.4	64.9	23.4	32.5	23.4	35.1	42.9	3.9	5.2
	女性(n=86)	69.8	73.3	22.1	36.0	17.4	25.6	41.9	5.8	0.0
60代以上	男性(n=83)	50.6	59.0	20.5	28.9	18.1	31.3	54.2	0.0	6.0
	女性(n=105)	64.8	56.2	19.0	25.7	11.4	38.1	57.1	0.0	6.7

出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表 27 家事・子育て・介護等に男性が積極的に参加していくために重要なこと（複数回答（3つまで））

		男性の家事・育児に対する男性自身の抵抗感をなくすこと	男性の家事・育児に対する女性の抵抗感をなくすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくなること	周囲が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	社会の中で男性の家事・育児への参画について評価を高めること	男性による家事・育児などについて、職場の理解を進めること	多様な働き方の普及により男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	男性への啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	男性が家事・育児などを行うための仲間（ネットワーク）作りを進めること	その他	特に必要なことはない
全体(n=450)		46.2	10.9	58.4	25.6	34.2	47.6	30.0	14.2	8.7	2.4	1.8
30代以下	男性(n=31)	32.3	16.1	80.6	12.9	38.7	45.2	45.2	3.2	12.9	0.0	3.2
	女性(n=54)	40.7	7.4	53.7	29.6	37.0	51.9	33.3	18.5	9.3	3.7	0.0
40・50代	男性(n=77)	42.9	9.1	58.4	22.1	40.3	37.7	40.3	15.6	10.4	5.2	1.3
	女性(n=85)	40.0	10.6	52.9	31.8	38.8	49.4	31.8	14.1	7.1	3.5	0.0
60代以上	男性(n=91)	50.5	11.0	61.5	17.6	29.7	47.3	27.5	16.5	6.6	1.1	3.3
	女性(n=108)	56.5	13.0	56.5	32.4	26.9	52.8	16.7	13.0	9.3	0.9	2.8

出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

■主な事業

(1) ライフステージに対応した柔軟な働き方の普及促進

育児休業・介護休業を取得できる環境の実現には、まず、経営者と従業員の双方に対する制度の理解・周知の徹底が必要です。そのうえで、制度を浸透させ、希望者に対する周囲の理解と取得推進に向けた環境づくりの促進が必要です。

また育児や介護に関するサービス、相談の充実や、企業における女性活躍の必要性について啓発していくことが重要です。

内容	担当課
●各種制度の利用促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業の制度の周知 ・制度の利用促進に向けた啓発 ・イクボス宣言⁷、くるみん認定⁸、えるぼし認定制度⁹、社員の子育て応援宣言¹⁰、職場いきいきアドバンスカンパニー¹¹等の周知促進 	商工課
●子育て、介護に対する負担軽減	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育・預かりサービスの充実 ・介護家族の負担軽減 ・子育てや介護に関する相談の充実 	保育課 介護保険課 こども未来課
●柔軟な働き方と周囲の理解の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の女性活躍に向けた環境整備に関する啓発 ・民間企業のテレワーク、フレックス勤務導入の促進 ・市職員のテレワーク、フレックス勤務等の推進 	商工課 総務人事課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が仕事を続けていくことへの理解・協力の啓発 ・父親の育児・介護参加の促進 	子育て支援センター 健康づくり課 介護保険課

⁷ 「イクボス」とは職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを意味し、そのような組織の経営者や管理職が「イクボスを目指していくこと」を宣言することを「イクボス宣言」という。

⁸ 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請をすることで、「子育てサポート企業」と厚生労働大臣から、認定されること。

⁹ 厚生労働大臣から、一般事業主行動計画の策定・届出を行っている企業が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たしている優良企業であると認定されること。

¹⁰ 長野県が行っている、企業・事業所のトップから、従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組みを宣言してもらう制度のこと。

¹¹ 長野県が実施している、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め従業員がいきいきと働き続けられるよう短時間正社員制度など多様な働き方の制度を導入し、実践的な取組みを行っている企業・法人・団体・個人事業主を認証する認証制度のこと。

(2) キャリア開発と再就職支援

女性のキャリアアップや産後などの再就職支援のための能力開発・資格取得などの学習機会の充実を図ります。また、専門支援機関による女性の起業や公益活動の立ち上げを支援します。

内容	担当課
●能力開発の支援 ・女性の就労支援のためのスキル・資格等の取得講座等の開催 ・女性の進学が少ない理工系分野等の中高生への情報提供 ・KADO による時間と場所にとらわれない働き方の実現の支援	商工課 先端産業振興室 学校教育課
●起業支援 ・起業を目指す女性に対する講座・研修等の情報提供 ・ビジネス情報相談会・セミナーと関連図書など情報サービスの提供による起業支援	商工課 図書館
●再就職の支援 ・再就職のための各種情報の提供・相談体制の充実	商工課

コラム② 塩尻オリジナルの地域就労支援 ～自営型テレワーク推進事業「KADO」～

本市には、子育て・介護・障がいなどを理由として就労に時間的な制約のある方が、好きな時間に好きなだけ安心して働ける仕組みとして、“自営型テレワーク推進事業「KADO」”があります。

KADO では、企業や自治体などから受注した業務を、KADO の登録者（自営型テレワーカー、以降テレワーカー）へ業務を委託する形で就労支援を行い、各テレワーカーは、それぞれのライフスタイルに合わせて自由に働くことができます。

KADO はもともと、平成 22（2010）年に厚生労働省の「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の一環の事業としてスタートしました。当初、参加者の方々は、IT スキルの習得や資格の取得に向けた講座等を受講し、1年半の研修を行いました。

平成 24（2012）年には、ひとり親家庭等だけでなく、子育て中の女性や障がい者の方も時短就労希望者（テレワーカー）の対象とし、また、平成 28（2016）年からは受注業務に合わせてテレワーカーにスキルを習得していただく形で収入とスキルアップをはかっています。

本業との無理のないダブルワークや、仕事と家庭の両立ができる点から、テレワーカーの登録者も増え、また、企業や自治体などからの受注も年々増加しています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴って働き方も大きく変わり、全国でも珍しい時短就労者を対象とした自営型テレワーク推進事業に注目が集まっています。



基本目標3 誰一人取り残さないセーフティネットの構築

■現状・課題

一般に、女性の所得は男性よりも低く、特に、母子家庭や高齢女性の単身世帯において困窮状態に陥りやすくなっています。

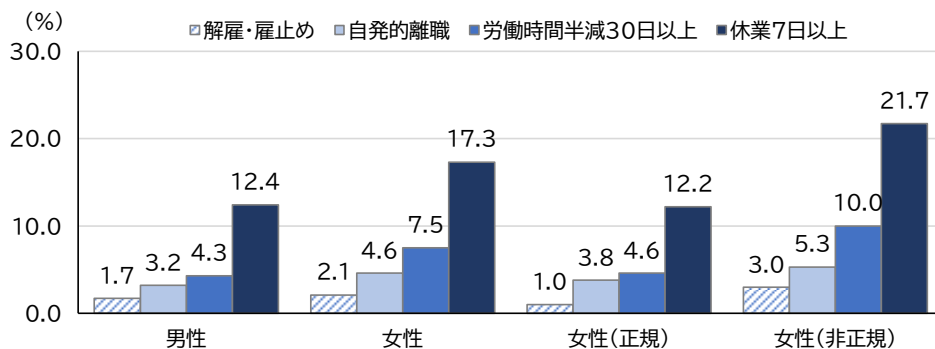
例えば、新型コロナウイルスの感染拡大は世界中に様々な影響を与えましたが、急速な社会経済の変化や災害発生の影響は、男性に比べて経済基盤が弱い女性に、より深刻な影響を与えたことが分かっています（図表 28）。性別による不利益や格差が生じない社会の構築が必要ですが、もし困難な状態に陥ってしまっても、頼ることのできるセーフティネットが整備されていることが重要です。

分野別にみると、ひとり親でも母子家庭の貧困率が高いなど、家庭環境により子どもの機会の不平等が発生することや、貧困の連鎖につながらないための支援が求められます。例えば、職業訓練や相談支援によって、生活の自立の促進と周囲との関係性の構築を支援していくことが必要です。

その他にも、家族や恋人からの暴力やハラスメントの相談件数が増加しています。あらゆる暴力を防止するために学習機会の提供や啓発を推進するとともに、暴力が発生した場合に必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を強化することが求められます。

防災については、これまで不足していた女性の視点を取り入れることで、災害後の避難生活の過ごしやすさを高めるとともに、災害対策の担い手としても活躍することが期待されます。

図表 28 新型コロナウイルス感染拡大による影響の例（雇用の変化）



出典：「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関する NHK・JILPT 共同調査」

施策3-1 安心して暮らすための相談・支援体制の整備

■現状と課題

就労機会や待遇差における男女格差を背景として、女性の方が社会経済の変化の影響を受けやすく、失業や貧困などの生活困難に陥りやすい傾向があります。

統計をみると、全年齢層で女性は男性よりも収入が少なく、特に母子家庭と高齢単身女性において経済的な困窮が深刻です。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年における子どもの貧困率は11.5%です。それに対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は44.5%と非常に高くなっており、特に母子家庭では、父子家庭に比べて正規雇用の割合が低く生活困難な状態に陥りやすいことが示されています（図表29）。本市においても、ひとり親世帯が増加し続けており、家計と保育・教育の支援が必要です（図表30）。

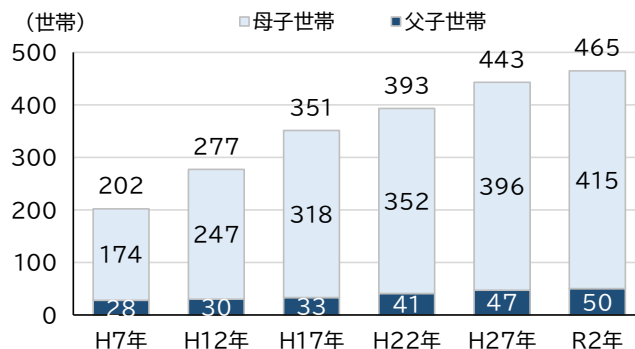
厚生労働省「自殺の統計」をみると、新型コロナウイルスの影響で、雇用環境が急速に悪化した令和2（2020）年の自殺者数は男性が前年比23人減であるのに対して、女性の自殺者数が935人増加しています。経済的な困窮など困難な問題を抱える方に対して早急かつ総合的な対応が求められます。

図表 29 ひとり親家庭の就業率及び正規雇用の割合（父子・母子家庭別）

		割合
父子家庭 (n=16)	親の就業率	100.0%
	親の正規雇用の割合	50.0%
母子家庭 (n=203)	親の就業率	93.5%
	親の正規雇用の割合	34.6%

出典：塩尻市「R3年度子どもと子育て家庭の生活状況調査（児童扶養手当の認定を受けている家庭への調査）」

図表 30 母子父子世帯数の推移（再掲）



出典：総務省「国勢調査」

■主な事業

(1) 困難を抱えたひとり親及びひとり親家庭の児童・生徒への支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成のため、就業支援や生活上の負担の軽減、貧困の連鎖や経済的格差を生じさせないための各種支援を行います。

内容	担当課
●相談支援及び自立支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談支援 ・相談窓口の周知 ・ひとり親家庭に対する就業支援（スキルアップ・資格取得等） 	こども未来課 社会教育スポーツ課
●各種経済的支援の周知と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の周知と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童等入学祝金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練推進給付金、高等学校等就学支援金、ひとり親家庭児童入学祝金、母子父子寡婦福祉資金貸付、就学援助費 等 ・福祉医療制度、生活保護、生活困窮者自立支援等 	こども未来課 福祉支援課 学校教育課 社会教育スポーツ課
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯への支援情報のメール配信・子育て応援 Book への情報掲載 	保育課 こども未来課 社会教育スポーツ課

(2) 困難を抱えた女性への支援

複合的な困難を抱えた女性などの社会的に孤立しやすい女性の現状を把握し、庁内関係機関や民間支援団体との連携強化を図るなど、多様なアプローチを実施することにより、自立を目指して必要な支援を受けられる体制を構築します。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える女性に対する支援 ・複雑化、複合化する課題に対応する相談支援体制の構築 ・支援体制構築のための調査・計画策定の実施 ・女性相談員の活動強化 ・庁内関係機関や民間支援団体との連携強化 ・経済的・精神的自立を促す講座等の情報提供 	社会教育スポーツ課 地域共生推進課

施策3-2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

■現状と課題

内閣府の「男女における暴力に関する調査（2020）」によると、配偶者からの暴力（DV）被害経験がある人は22.5%で、内訳は、女性25.9%・男性18.4%となっており、女性の方が被害にあいやすく何度も被害を受けると回答しています。

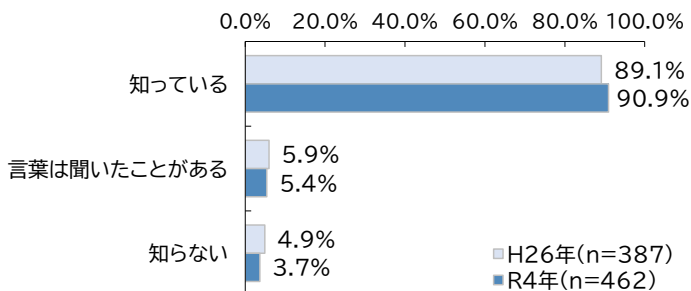
家庭における配偶者等に対する暴力行為を同居する子どもが見ること（面前DV）で2次的影響が起きやすくなるなど、DVには複合的で連鎖的な危険があります。未然防止を強化するとともに、2次的影響を受けた子どもへのケアについては、十分な対応が必要です。

本市の調査では、DVの認知度はかなり高まっていますが、デートDVについてはまだ認知が少ない状況です（図表31・32）。

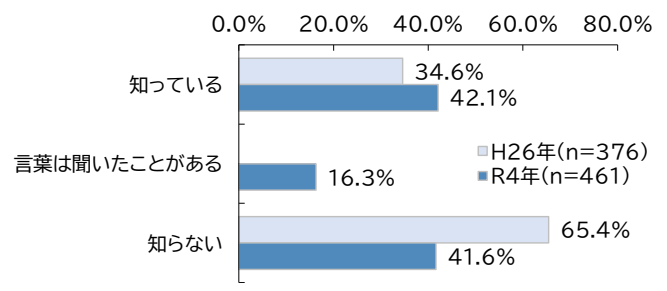
インターネットやSNSの普及によって、DVやハラスメントに関する相談内容は、複雑化・多様化しており、各種関係機関との連携や情報共有がますます重要になっています。被害者が相談しやすい体制づくり、被害者に寄り添った支援を行う必要があります（図表33）。

DV被害のために婚姻関係や交際を解消しても、つきまとい行為等のストーキングや重大事案に発展することもあります。行政職員は職務上、被害者と接する機会が多いため、DVに関する理解や被害者の個人情報の保護への配慮について深く理解し、2次被害が生じることのないよう配慮する必要があります。

図表 31 DVの認知度（経年比較）

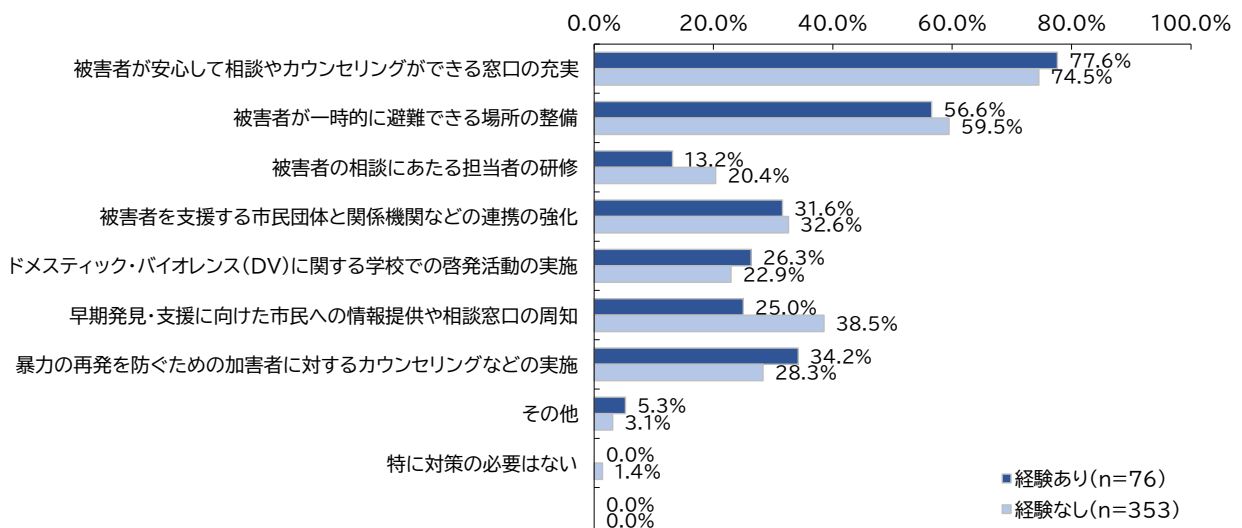


図表 32 デートDVの認知度（経年比較）



※デートDVの認知後の選択肢は、H26年調査では「言葉は聞いたことがある」の選択肢がなかったため、単純に比較ができない。
出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

図表 33 DV（ドメスティック・バイオレンス）の対策として必要だと思う取組（DV経験の有無別）



出典：塩尻市「令和4年男女共同参画に関する市民アンケート」

■主な事業

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

家庭や身近な人から暴力、性犯罪や性暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動や関係機関との連携強化に努めます。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力防止週間、児童虐待防止推進月間等にあわせた啓発活動の実施 ・市内高校でのデートDV予防講座、性教育講話の実施 ・小・中学校での性に関する基礎知識等を学ぶ「いのちの輝き教室」の開催 ・小学校でのCAP¹²研修の実施 ・相談窓口の周知と相談支援 	社会教育スポーツ課 健康づくり課 こども未来課 学校教育課

(2) 暴力を受けた人や危機的な状況にある人への相談・支援体制の構築

暴力を受けている、あるいは危機的な状況にある人が避難できる安全な居場所を確保するとともに、各種関係機関とのネットワークを構築し、必要な対応ができる相談・支援体制を構築します。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の市営住宅への入居相談 ・相談窓口の周知と、相談内容・状況に応じた対応 ・状況に応じた対応と関係課、関係機関との連携 ・市職員へのDVに関する研修 ・加害者向け教育プログラム等の情報提供 	建築住宅課 市民課 総務人事課 地域共生推進課 福祉支援課 こども未来課 健康づくり課 社会教育スポーツ課

(3) ハラスメントの防止のための啓発

職場や日常生活の中で言動によって他者に不利益や精神的なダメージを与えるハラスメント(いやがらせ)が増加しています。多種多様なハラスメントについての正しい理解を促進し、防止を図るため、情報発信や学習機会を確保します。

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等の防止に関する意識啓発 	企画課 社会教育スポーツ課

¹² Child Assault Prevention：児童、保護者、教職員を対象とし、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム

施策3-3 男女共同参画の視点にたった防災の推進

■現状と課題

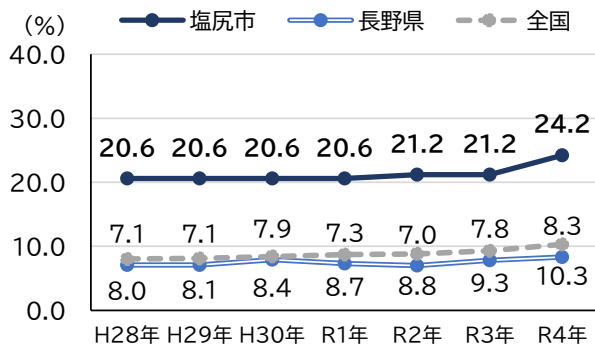
東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の経験を踏まえ、国は令和2（2020）年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、地方公共団体の男女共同参画部門と危機管理部門が連携し、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大することや指定避難所の運営における女性の参画を進める取組などが示されました。

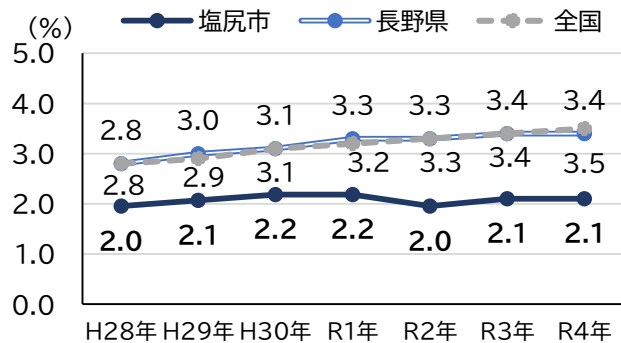
本市は、防災委員の女性割合が国・県平均よりも高く（図表 34）、女性の視点を取り入れて災害に備えやすい体制構築を行っています。今後も男女の違いに配慮した備蓄品の整備や自主防災マニュアルの見直し等を進めていく必要があります。防災においては、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすいため、全市及び各地域での男女共同参画をより推進し、具体的な成果を上げていくことが求められます。

地域防災の中核を担う消防団の女性割合は約2%で国・県平均よりも低い水準になっています（図表 35）。女性団員の入団促進は、人口減少時代の人手確保というだけでなく、防災対策や消防活動に女性の視点を導入するためにも推進することが必要です。

図表 34 防災委員の女性割合



図表 35 消防団の女性割合



出典：防災委員、消防団の女性割合は長野県「市町村における『女性の参画状況』」

■主な事業

(1) 防災へ女性の視点の反映

女性の視点を防災計画等に反映するため、防災分野に関する政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。

内容	担当課
●政策・方針決定の場への参画	
・防災会議における女性参画の拡大	危機管理課
●防災への女性視点の反映	
・男女共同参画の視点を踏まえた避難所の環境整備と運営 ・男女共同の視点を踏まえた防災備蓄品の購入 ・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の改正	危機管理課

(2) 女性参画による地域防災力の向上

地域コミュニティにおいては、誰もが主体的な担い手であることから、防災活動への女性の参画を促進し、万一の事態に備えます。

内容	担当課
・消防団や自主防災組織等の地域の防災活動への女性参画の促進 ・研修や講座における女性の視点を反映した防災知識、災害復興の考え方の普及	危機管理課

資料編

1 第五次塩尻市男女共同参画基本計画策定までの経過

年月日	内容
令和4（2022）年7月12日	男女共同参画審議会 ・ 市民意識調査項目検討
令和4（2022）年8月4日～8月31日	男女共同参画に関する市民アンケート実施
令和5（2023）年3月23日	男女共同参画審議会 ・ 骨子案検討
令和5（2023）年7月7日	男女共同参画審議会 ・ 素案検討
令和5（2023）年10月16日	男女共同参画審議会 ・ 素案検討
令和6（2024）年1月15日～2月13日	パブリックコメント募集
令和6（2024）年2月9日	男女共同参画審議会 ・ 最終案検討
令和6（2024）年3月4日	男女共同参画基本計画（最終案）答申
令和6（2024）年3月6日	議会社会文教常任委員会協議会

2 塩尻市男女共同参画審議会委員名簿

(1) 令和4年度

区分	選出団体等	氏名	備考
識見を有する者		丸山 典子	会長
		中村 浩彰	副会長
公共的団体等の 役職者	塩尻市区長会	平林 幹夫	
	塩尻市公民館長会	池内 典江	
	塩尻商工会議所	清沢 和恵	
	塩尻市連合婦人会	渡邊 富久	
	塩尻市農村女性いきいきネットワーク会議	大池 貞子	
	塩尻市教育会	百瀬 みさ子	
	塩尻市PTA連合会	宮下 和広	
その他市長が 必要と認める者		薄田 勝美	
		山崎 直子	
		長村 めぐみ	

(2) 令和5年度

区分	選出団体等	氏名	備考
識見を有する者		丸山 典子	会長
		中村 浩彰	副会長
公共的団体等の 役職者	塩尻市公民館長会	池内 典江	
	塩尻商工会議所	清沢 和恵	
	塩尻市連合婦人会	渡邊 富久	
	塩尻市農村女性いきいきネットワーク会議	大池 貞子	
	塩尻市教育会	龍野 守	
	塩尻市PTA連合会	小路 竜嗣	
その他市長が 必要と認める者		薄田 勝美	
		山崎 直子	
		長村 めぐみ	

3 塩尻市男女共同参画基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個人の尊厳と男女の平等を基礎とした豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

セクシュアルハラスメント 他者の意に反する形でこれに向けて性的な言動を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が性別により差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されるよう行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担などによる社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の理解や協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活においてその家庭におけるそれぞれの責任を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるように配慮されなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

第4条から第6条（市、事業者及び市民の責務）略

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

性別を理由とする差別的取扱い

セクシュアルハラスメント

女性に対する暴力

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的かつ長期的な目標及びその施策の大綱
前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に対する事業者及び市民の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民の自主的な活動の支援)

第10条 市は、事業者及び市民が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、学習及び教育の推進並びに情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民相談等)

第11条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、その他関係機関等との連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、施策の策定及び実施等に関し、調査研究等必要な措置を講ずるものとする。


(施策の推進体制の整備)

第13条 市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第14条から18条（設置等、組織等、会議、専門部会）略

平成12年4月1日施行



第五次塩尻市男女共同参画基本計画

令和6年3月

発行者 塩尻市

塩尻市大門七番町3番3号

電話 (0263) 52-0280

